

令和6年能登半島地震に伴う被災地域からの学生の受入れ等について

東京都立産業技術高等専門学校は、令和6年能登半島地震により被災した高等専門学校の学生を、 下記により受け入れることとしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる学生等

(1) 対象学生

次のア及びイに該当する学生

- ア 令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域に、令和6年1月1日に住所を有し、被災したことにより在籍する高等専門学校への通学が困難となった学生 原則として、保護者とともに東京都内及び東京都近郊の県内(以下「都内等」という。) に転居することが確実な学生(保護者のどちらか一方と転居する場合又は都内等に身元引受人がおり、転居して身元引受人と同居する場合を含む。)
- (2) 書類による確認等

原則として、次の証明書等により応募資格の確認を行う。

_	ア	上記(1)の「ア」関係 令和6年能登半島地震による災害救助法適用地域に住所を有していることを証明で きる書類(罹災証明書、在籍する高等専門学校の学生証等。原本及び写し)
	イ	上記(1)の「イ」関係 転居を証明する書類(身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書及び身元引受 人の住民票記載事項証明書)

2 面接等の実施

転学相談を実施の上、面接等必要な検査を経て受入れを決定する。

3 入学考査料等の取扱い

入学考査料及び入学料は免除する。

※授業料減免等については、以下の URL をご覧ください。

https://www.houjin-tmu.ac.jp/assets/library/2024/01/press_20240110_mdhd.pdf

4 転学の相談受付(月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで)

東京都立産業技術高等専門学校 高専品川キャンパス管理課 教務学生係電話 03-3471-6331 FAX 03-3471-6338

5 その他

本校における受入れコース等については、学生、保護者等と相談の上、決定する。

【問合せ先】

東京都立産業技術高等専門学校高専品川キャンパス管理課

電話:03-3471-6331